

平成19（2007）年12月19日 議員提出議案

後期高齢者医療制度創設による高齢者の負担軽減を求める意見書

No.74 灰垣和美議員

議員提出議案第25号 後期高齢者医療制度創設による高齢者の負担軽減を求める意見書について、賛同議員のご了承をいただきまして、私の方から案文の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

後期高齢者医療制度創設による高齢者の負担軽減を求める意見書

昨年6月、通常国会において、医療制度改革関連法が可決成立し、75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が明年4月から実施されようとしている。また、同時に70歳から74歳の前期高齢者の窓口負担も見直しがされたところである。

少子高齢社会の進展によって2006年、28兆5,000億円であった医療給付費は、2025年には56兆円にまで膨らむと推測されている。このままでは、世界に誇る日本の「国民皆保険」が崩壊することは、火を見るよりも明らかである。それらにかんがみ、医療制度の改革がなされたところである。

しかし、これらの制度改革によって、高齢者に対して急激な負担を求めることになり、一定の見直しが必要との観点から、負担を凍結・緩和することで自民・公明で合意をした。政府に対し、与党で合意した内容の実施に向けて、予算編成の過程で検討し、適正に対処するよう申し入れを行い、75歳以上の後期高齢者の被用者保険の被扶養者である方が明年4月から負担する予定であった保険料を半年間免除し、その後の半年間は9割軽減することが実現したところである。

したがって、政府におかれては、同じく明年4月から予定されている、70歳から74歳の窓口負担の1割から2割への引き上げも、1年間、現在の1割に据え置くという要請に対しても、速やかに実現されるとともに、厳しい経済状況の中、高齢者の医療を守るために、2009年度以降も、引き続き抜本的な改革も視野に入れた高齢者の負担軽減に努めていくことを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月19日

高槻市議会

どうかご決賜りますよう、よろしくお願いいたします。